

令和 6年11月 1日現在

☆ 入院基本料について

当病棟では、精神病棟入院基本料「15対1」の届け出を行っており、1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）、9人以上の看護補助者が勤務しています。
時間帯毎の配置は次のとおりです。

08時00分～16時30分	看護職員1人あたりの受け持ち数は5人以内
	看護補助者1人あたりの受け持ち数は8人以内
16時30分～08時30分	看護職員1人あたりの受け持ち数は31人以内
	看護補助者1人あたりの受け持ち数は62人以内

☆ 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

☆ 当院では、九州厚生局長に下記の届け出をおこなっております。

記

1)入院時食事療養について

入院時食事療養(1)を算定すべき食事療養の基準に係る届け出を行っております。

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については午後6時以降)適温にて提供しております。

2)基本診療料の施設基準等に係る届け出

- ・精神病棟入院基本料(15対1)・看護補助加算(1)・療養環境加算・看護配置加算
- ・精神療養病棟入院料・重度認知症加算・重症者加算1・精神科地域移行実施加算

3)特掲診療料の施設基準等に係る届け出

- ・薬剤管理指導料 ・精神科作業療法 ・精神科デイ・ケア「大規模なもの」

- ・精神科ナイト・ケア ・医療保護入院等診療料
- ・入院ベースアップ評価料17 ・外来・在宅ベースアップ評価料(I)

4) その他の届け出

- ・医療観察法指定通院医療機関

☆ 当院では、その他に下記の指定を受けています。

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づく指定病院
- ・生活保護法指定医療機関
- ・指定自立支援医療機関(精神通院医療)
- ・精神科救急医療施設
- ・原爆被爆者一般疾病医療機関
- ・難病患者に対する医療等に関する指定医療機関

令和 6年11月 1日現在

☆ 入院基本料について

当病棟では、精神療養病棟入院基本料の届け出を行っており、1日に13人以上の看護要員（看護師及び准看護師並びに看護補助者）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

08時00分～16時30分	看護職員1人あたりの受け持ち数は10人以内
	看護補助者1人あたりの受け持ち数は12人以内
16時30分～08時30分	看護職員1人あたりの受け持ち数は60人以内
	看護補助者1人あたりの受け持ち数は60人以内

☆ 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療

計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

☆ 当院では、九州厚生局長に下記の届け出をおこなっております。

記

1) 入院時食事療養について

入院時食事療養(1)を算定すべき食事療養の基準に係る届け出を行っております。

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については午後6時以降)適温にて提供しております。

2) 基本診療料の施設基準等に係る届け出

- ・精神病棟入院基本料(15対1)・看護補助加算(1)・療養環境加算・看護配置加算
- ・精神療養病棟入院料・重度認知症加算・重症者加算1・精神科地域移行実施加算

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届け出

- ・薬剤管理指導料 ・精神科作業療法 ・精神科デイ・ケア「大規模なもの」
- ・精神科ナイト・ケア ・医療保護入院等診療料
- ・入院ベースアップ評価料17 ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

4)その他の届け出

- ・医療観察法指定通院医療機関

☆ 当院では、その他に下記の指定を受けています。

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づく指定病院
- ・生活保護法指定医療機関
- ・指定自立支援医療機関(精神通院医療)
- ・精神科救急医療施設
- ・原爆被爆者一般疾病医療機関
- ・難病患者に対する医療等に関する指定医療機関

令和7年1月1日

病院芳春苑

「個別の診療報酬の算定項目の分かる 明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成28年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

令和7年4月1日

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診表等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬を算定します。

区分	点数
初診	1点
再診 (3ヶ月に1回)	1点

* 正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いします。

医療法人左右会 病院芳春苑